第四、労働問題に対する問題は、我国無産[illegible]当面する[illegible]
下の最大問題の一つであるが、然して、吾等の是に対する態度及び立場に就
いては、已に[illegible]行動に明らかである。[illegible]の無産階級[illegible]
の政党の擁護と健全なる[illegible]
である。

是[illegible]上四つに[illegible]基いて組合創立の宣言に[illegible]
組合自身の力と其の陣営の現状に鑑みて、一路邁進[illegible]
代[illegible]たゞ[illegible]或は右に傾き[illegible]又、我々は、左[illegible]
無責任なる中傷者病を排[illegible]共に、誤謬[illegible]常に満たなる[illegible]
謂所「実[illegible]」に則したる運動を以て徹底的に排撃せねばならぬものである。我
等の進路、それは全人類解放への、たゞ一途あるのみである。

一九二六年十月一日

東京市従業員組合第[illegible]大会

東京市従業員組合規約

第壹章 総則

第一條 本組合ハ東京市従業員組合ト称シ事務所ヲ東京市芝区南佐久間町壱丁目弐番地ニ置ク

第二條 本組合ハ組合ノ規約ヲ承認スル左ノ分子ヲ以テ構成ス

一、東京市区役所ノ被傭現業員

二、同職業ニ従事シ中央委員会三分ノ二以上ノ承認ヲ得タルモノ

三、且ツテ本組合員タリシモノ

第参條 本組合ハ地域或ハ職業ニ依ツテ支部ヲ置ク（支部ハ組合員三十名以上ヲ以テ構成ス）

第貳章 目的

第四條 本組合ハ組合員ノ共同利益、擁護及経済的智的向上並ニ東京市区役所ノ被傭現業員ニ対シ組合組織ヲ促スヲ以テ目的トス

(1)

一、大會、二、中央委員会、三、執行委員会

第拾貳條 大會ハ組合ノ最高決議機関ニシテ代議員、中央委員、執行委員、中央執行委員長ヲ以テ構成シ年一回之ヲ開催シ中央執行委員長召集ス。
但シ中央執行委員会ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ開催スルコトヲ得
代議員ハ各支部ヨリ組合員二十名ニ対シ一名ノ割ヲ以テ選出ス。議長ハ中央執行委員長之ヲ担当ス

第拾参條 中央委員会ハ本組合ノ次期大会迄ノ決議機関ニシテ中央委員、執行委員、中央執行委員、中央執行委員長ヲ以テ構成シ、中央執行委員長必要ニ応ジ又中央委員会三分ノ一以上ノ要求ニヨリ召集ス
中央委員ハ各支部ヨリ組合員五十名以下一名トシ五十名ヲ増ス毎ニ一名ノ割ヲ以テ選出ス

第拾四條 執行委員会ハ大会及中央委員会ノ決議ニ基キ本組合ノ事務ヲ執行スルモノトシ中央執行委員長随時之ヲ召集ス

第拾五條 本組合ハ執行委員会統制ノ下ニ左ノ部門ヲ置ク
一、教育部、二、出版部、三、政治部、四、調査部、五、宣傳組織部、六、争議部、七、共済部